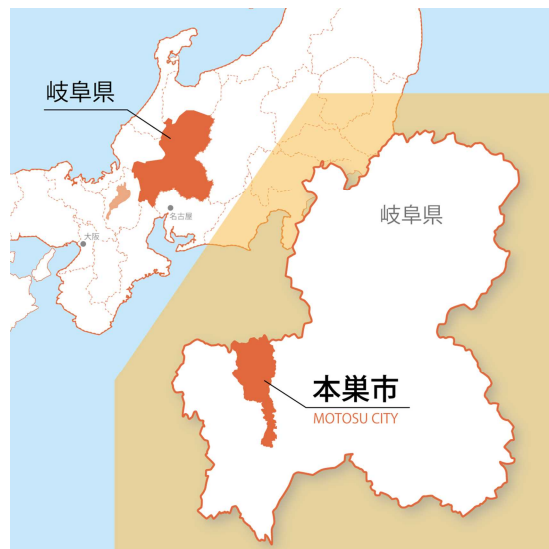


本巣市地域おこし協力隊（提案型）

募集要項

1. 募集の目的

本巣市は、日本のほぼ中央、岐阜県の南西部に位置し、県都岐阜市に隣接する人口約3万2千人のまちです。南北に長い本市は、山間部の北部地域と平野部の南部地域に分かれており、樹齢1500年以上を誇る日本三大桜のひとつ「根尾谷淡墨桜」をはじめ、豊かな自然と大型商業施設や住宅地が共存する、自然と都市が調和するまちです。また、甘柿の王様といわれる「富有柿」やいちごの栽培が盛んで、全国でも有数の産地を形成しています。



しかしながら、全国的な少子高齢化の影響は本市にも及んでおり、特に地域おこし協力隊の活動拠点となる根尾地区及び外山（とやま）地区では、人口流出や高齢化に伴う担い手不足が深刻化しています。この影響は、農林業生産活動だけでなく、地域資源の保全や住民生活の維持にも及んでおり、集落機能の弱体化が懸念されています。

そこで、本巣市地域おこし協力隊設置要綱（平成24年4月24日告示第63号）に基づき、本市の地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）として活躍する意思のある人材を地域外から受け入れ、その定住を図るとともに、本市への人の流入を促進し、地域を活性化するため、新たな視点・発想で本巣市を盛り上げてくれる隊員を募集します。



日本三大桜の一つに数えられる「淡墨桜」



本巣市を代表する特産物「富有柿」

2. 本巣市の地域おこし協力隊について

本巣市では、平成24年度から地域おこし協力隊の受入れを開始し、これまでに14人の隊員を委嘱してきました。隊員の任期終了後の定住率は90.9%と、全国の割合と比べて非常に高い状況です。（令和8年4月1日現在の定住率は54.5%）

現在は3名の隊員が活動しています。活動中の隊員は、それぞれの経験やアイデアを生かし、地域の方々や事業者と関わりながら、さまざまな地域協力活動に取り組んでいます。

【教育移住×地域の魅力発信】

移住者と地域住民との交流会を開催し、地域で暮らすために必要な情報交換やつながりづくりに取り組んでいます。今後は、こうした交流を生かし、教育移住を考える親子への地域の魅力発信や体験企画につなげていきます。

【農産物×特産品開発】

本巣産農産物等のブランド化に向け、市内事業者による商品開発や販路開拓を伴走型で支援しています。事業者との対話を重ねながら、地域資源を生かした特産品づくりや販路拡大をサポートしています。

【根尾地域×持続可能な農業】

根尾地域の特性を生かし、将来にわたって農業を続けていくための持続可能な農業モデルの確立に取り組んでいます。地域の農業者等との関わりを大切にしながら、地域に適した農業のあり方を模索しています。



地域おこし協力隊の活動は、一つの形に決まっているわけではありません。地域の課題や資源、隊員自身の経験やアイデアを掛け合わせながら、地域の方々と一緒に活動をつくっていきます。

【卒業した隊員からのメッセージ】

2021年春に協力隊員になり、家族4人で本巣市に移り住みました。地域で増える遊休農地をお借りして妻とともにいちじく栽培を始めました。現在も本巣市に身を置きながら、農業者として暮らしています。

また、任期中に、地域で暮らす子どもたちの放課後の学び場・居場所がないことに気づき、無人駅の旧駅長室で学習支援を開き始めました。3年間の協力隊任期満了直

前には、市内の同年代の2人の仲間と一般社団法人を立ち上げ、この学習支援活動のほか、子ども食堂や自然体験キャンプといった活動にも幅を広げて取り組んでいます。

活動拠点は山々と清流に囲まれた自然豊かな場所です。日常的に不便さを感じることはしばしばありますが、スーパーや大型ショッピングセンターは十分に行ける距離に



あります。一方、人口減・少子化は待ったなしで進んでおり、それに伴う課題が多いのも実情です。だからこそ、協力隊員が挑戦する余地があるのだと思います。実際、豊かな自然を活用して「何か楽しいことをしよう!」と動く若手・現役世代は、この周囲でも少しずつ現れています。

多くの地方移住関心者が抱く収入面の不安については、たしかにシビアな側面もあります。それでも、実際に協力隊を経験して思うのは、「3年かけて自分の基盤をつくる」という強い決心さえあれば、きっと道は開けるということです。本巢市の協力隊は、豊かな自然環境に身を置き、自分なりの暮らしのスタイルを確立していくチャンスとなる制度です。地域に前向きな雰囲気をもたらしてくれる方々のチャレンジをお待ちしています。

3. 主な活動内容

本市における地域協力活動の例は以下のとおりです（総務省の地域おこし協力隊推進要綱に準じます）。

- (1) 地域コミュニティの維持活動
- (2) 地域資源の発掘及び活用活動
- (3) 地域間交流及び移住・定住に関する活動
- (4) 地域おこしの支援
- (5) 住民の生活支援
- (6) その他、地域の活力維持及び地域の魅力再発見に資するために必要な活動

4. 市が地域おこし協力隊員に求めること

令和7年4月に、本巢市で初となる高速道路のインターチェンジ「東海環状自動車道本巢IC」が開通し、同年8月には本巢ICから大野神戸IC間が開通しました。これを契機に、本巢市と市外との新たな人の流れが生まれる中、本巢市では、この機会を生かし、市内外の人々との交流やつながりをさらに広げていくことを目指しています。

また、本巢市では、令和8年度から令和11年度までを計画期間とし、市の最上位計画に位置付ける「第1次本巢市市政運営方針」を策定し、将来像として「人とまちがつながる 笑顔あふれ 暮らしやすいまち・本巢」を掲げています。

この将来像の実現に向け、本巢市としては、「3. 主な活動内容」を前提に、市民同士や、市民と地域、市内外の人など、「人と人」「人とまち」をつなぐ新たな取り組みを、隊員自身の視点や経験、アイデアを生かして提案していただくことを求めます。

市民同士の新たな交流やつながりを生み出す取り組み、市民と地域の資源や事業者等をつなぐ取り組み、市外の人々が本巢市を訪れ、地域と関わるきっかけをつくる取り組みなど、隊員自身が「本巢市にこんなつながりを生み出したい」と考える活動を期待します。

(取り組みの例)

- ・ 市民同士、市民と市外の人交流できるイベントや場づくり
- ・ 地域の人や事業者等と連携した新たな交流機会の創出
- ・ 本巢市を訪れるきっかけとなるツアーや体験プログラムの造成 等

5. 応募条件

(1) 応募資格(次の各号の要件を全て満たす方とします。)

- ① 3大都市圏内外の都市地域及び一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市に現に住所を有する方
※総務省地域おこし協力隊の地域要件を満たす方
- ② 採用後、生活の拠点を本巢市に移すとともに本巢市に住民票を異動することができる方
- ③ 心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲と情熱があり積極的に活動できる方
- ④ 任期終了後も本巢市に定住する意欲のある方
- ⑤ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格事由に該当しない方
- ⑥ 普通自動車運転免許を有している方、又は着任時までに取得予定の方
- ⑦ パソコンの一般的な操作及びSNSの活用ができる方

(2) 求める人物像

- ① 地方創生、地方活性化に関心がある方
- ② 地域住民や施設利用者と柔軟なコミュニケーションがとれる方
- ③ 人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方
- ④ 本巢市に定住してプロジェクトを継続する意思がある方
- ⑤ 市が求める取り組みに関する起業や就業を目指し、本市とともに意欲的に取り組む意思がある方

6. 募集人数

若干名

7. 主な活動地域

本巢市根尾地区、外山地区及び市内関係各所

8. 活動時間

- (1) 活動時間は1日7時間、週4日の活動を基本とします。
- (2) 活動日は原則、市役所開庁日としますが、休日の活動及び早朝夜間の活動は振替対応とします。

9. 雇用形態・期間等

- (1) 地域おこし協力隊員として市長が委嘱します（市との雇用関係はありません）。
- (2) 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱日の属する年度の3月31日までを最初の期間とします。次年度以降の委嘱については活動状況や実績等を勘案し、委嘱期間を更新することができ、最長3年間とします。ただし、隊員として相応しくないと判断した場合は、任期期間中であってもその職を解くことができるものとします。
- (3) 委嘱日は、令和9年4月1日としますが、市との協議の上、調整可能です。
- (4) 隊員は、協力隊としての活動に支障がない範囲で、副業を認めます。（要相談）

10. 処遇・福利厚生等

- (1) 報 償 費 233,000 円／月
※支給時には、源泉所得税が控除されます。また、賞与、時間外手当、退職手当等は支給されません。
- (2) 活 動 費 住居の借上費、活動用車両の借上費及び燃料費、旅費、作業道具、消耗品等に要する経費、隊員の研修に要する経費などについては、予算の範囲内で支給します。
- (3) 福利厚生 市との雇用関係はないため、健康保険及び年金等については、個人負担で加入が必要です。また、公務災害の適用はないため、傷害保険は市で加入しますが、活動時の傷害のみが対象となります。
- (4) 住 居 活動地域内において市が準備した賃貸住宅に自らが契約者となり入居していただきます。家賃は予算の範囲内で市が負担します。
- (5) そ の 他 着任準備に要する費用（引越し費用等）や転居に要する費用、水道光熱費などの生活費、自治会費などは個人負担です。

11. 応募手続き等

- (1) 募集期間
令和8年10月1日（木）から11月27日（金）まで【必着】
- 2) 応募方法
募集期間中に、下記提出書類を「14. 応募・問い合わせ先等」まで郵送もしくはメールで提出してください。
- (3) 提出書類
 - ① 本巣市地域おこし協力隊（提案型）応募用紙（指定様式）

- ② 住民票の写し
 - ※ 1ヶ月以内のもの
 - ※ 本籍・筆頭者、個人番号の記載は不要です。
- ③ 運転免許証の写し（表面・裏面）
- ※④ 地域おこし協力隊経験者であって、地域要件の特例の適用を受ける方は、「2年以上続けて地域おこし協力隊として活動し、かつ解職から1年以内であることが確認できる書類（委嘱状・解職状の写し等）」を提出してください。

12. 選考の流れ

(1) 第1次選考（書類審査）

提出書類に基づき書類審査を行います。選考の結果は応募者全員に文書で通知します。

(2) おためし地域おこし協力隊

第1次選考合格者を対象に、具体的な暮らしや仕事のイメージを持っていただくための2泊3日の体験プログラムを実施します。

※ おためし地域おこし協力隊の実施は12月頃の実施を予定しています。詳細な日程は、第1次選考合格者と調整の上、決定します。

※ 宿泊滞在場所は市で準備しますが、居住地～集合・解散場所の交通費及び飲食費は自己負担となります。

※ おためし地域おこし協力隊の実施が選考の結果に直接影響を及ぼすことはありません。

(3) 第2次選考（面接及びプレゼンテーション審査）【オンライン可】

第1次選考合格者を対象に、面接及び事前に提出いただいた応募用紙に記載いただいた提案に基づくプレゼンテーション審査を行います。日時や会場等は、別途お知らせします。

(4) 第2次選考結果のお知らせ

選考結果が決定次第お知らせします。合格者（内定者）とは、着任に向けた協議を行います。合格者は、着任後に移住したことが確認できる住民票の写しを提出してください。

13. その他

- (1) 募集要項、応募用紙等のデータは、市ホームページからダウンロードできます。
- (2) 選考の参加のために必要な費用（交通費、郵送料等）は、応募者の負担となります。また、提出された書類は返却しません。
- (3) 審査等の結果は公表しません。
- (4) 本募集は、本巣市地域おこし協力隊に関する予算の成立を前提に実施するものです。
- (5) 応募と委嘱日が年度をまたぐ場合、国の制度変更や本巣市地域おこし協力隊設置要綱の見直しにより、活動時間や処遇・福利厚生等の一部が変更になる場合があります。

ります。

14. 応募・問い合わせ先等

(1) 応募・お問い合わせ先

〒501-0491 岐阜県本巣市早野 255 番地

本巣市役所 企画部 企画広報課

TEL：058-323-5142

E-mail：kikakukouhou@city.motosu.lg.jp

(2) 事業委託先

(一社)岐阜県地域おこし協力隊ネットワーク

URL：<https://www.gifuokoshi.com>